

平成30年度外部評価シート

1 施策の概要（第4次長期総合計画（後期：28年度～32年度）に掲げる事項）		
NO、施策名	15	環境負荷低減の推進
施策の基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・市民一人ひとりが身近な環境にとどまらず、地球規模に至る環境への理解を深め、環境にやさしいまちづくりに参画しようとする意識を醸成するため、関連する情報や学習の機会の提供に努める。 ・環境に与える負荷を低減し、環境にやさしい地域社会を築くため、市民、事業者、行政がそれぞれの責務を明確にしたうえで、三者一体となった資源循環型社会のシステム構築を推進する。 	
NO、基本事業名	1501	総合的環境施策の推進
基本事業に係る基本的な方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・市内環境の定期的な調査を実施するとともに、環境への影響の大きい事業者に適切な指導を行う。 ・イベントや学習機会、さまざまな媒体を活用した情報提供を通じ、市民の環境問題に関する知識や意識を醸成する機会をつくる。 ・自然環境に関する調査や外来種への対応を行い、生き物の生育する環境を守り、多様な生き物の保護に努める。 ・市民の地域社会に対するマナー向上また相互理解への啓発を図り、市民の良好な生活環境の維持に努める。 ・環境に対する市民や事業者の活動を推進するとともに、広く活動の輪を広げていく。 	

2 当該基本事業に属する事務事業		
事務事業番号	事務事業名	「施策の基本的な考え方」及び「基本事業に係る基本的な方向性」に照らした所管課評価（貢献度評価）
150101	地球温暖化の防止対策推進事業	平成27年末のパリ協定では、平成42年度までに国全体の排出量の削減目安を平成25年度比で約26%削減、また公共施設では削減目安を約40%とする目標を掲げており、これに則した本市の実行計画を策定した。本市の現状を把握し、増減要因を分析することにより、温室効果ガス削減に向けた取り組みを明らかにする効果があった。
150102	害鳥獣、そ族昆虫駆除対策事業	カラス、ハト、ハクビシン等の動物への相談対応、ねずみ駆除剤、捕獲シートの配布、ユスリカ発生抑制のための市内河川等への薬剤散布、そ族昆虫に係る相談対応を行い、被害を低減又は未然に防止したことにより、生活環境の維持を図る効果があった。
150103	環境美化推進事業	環境美化推進員が主体となり、年2回環境美化マナーアップキャンペーンを実施している。環境フェスティバルへの参加、西武バスの車内でのポイ捨て等の防止のアナウンス放送の依頼、犬の糞の放置の防止等の啓発活動を行うことにより、市民の地域社会に対するマナー向上・相互理解を高める効果があった。
150104	環境基本計画・緑の基本計画推進事業	環境基本計画・緑の基本計画の推進を図るために、毎年度「かんきょう東久留米」を作成し、各部署の施策・事業の実施結果を公表している。環境問題の啓発を図るために、毎年度6月に環境フェスティバルを実行委員会形式で実施し、また生物多様性戦略の啓発事業として「環境シンポジウム」を実施し、市民の環境問題に関する意識を高める等の効果があった。
150105	公害等監視事業	河川水質調査については、12箇所、年3回、自動車騒音調査、一般環境大気中ダイオキシン類調査の結果を公表し、また各種苦情相談に対応することにより、公害防止及び生活環境の保全という行政の役割を果たすことができる効果があった。

3 評価の視点
<p>地球温暖化の防止に向けては官民あげて取り組む必要があり、市では地球温暖化対策実行計画に基づき日常業務におけるエネルギーの節減、消費効率の高い設備への更新などの取り組みを行っている。また、公害の防止、害鳥獣・そ族昆虫等の相談対応など住環境に対する行政の果たす役割は大きく、環境全般に対する市民意識も高まっている。こうした状況を踏まえ今後の市の取り組みについて、外部評価委員に貢献度評価及び具体的な提言を求めらる。</p>

4 外部評価結果

①地球温暖化の防止対策推進事業について、東久留米市の地球温暖化対策実行計画は東久留米市の事務事業により発生する温室効果ガス排出量を下げるとの計画となっているが、今後は区域全体での総合的な取り組みが求められてくるため、まずは現在の事務事業を対象とした取り組みを、市内事業者や市民にどう広げていくかといった視点を持って取り組まれない。また、温室効果ガス排出量を削減し地球温暖化を抑制する「緩和策」に分類される取り組みのほか、地球温暖化による影響にいかに対応していくかといった「適応策」についても、市で実施している様々な取り組みを整理した上で推進されたい。

②害鳥獣、そ族昆虫駆除対策事業については、東京都が対応するものであり、各市町村では相談の受付などをマニュアルに沿って対応しているとのことであるが、害鳥獣、そ族昆虫は区域を移動することもあるため、その影響を最小限にするためにも近隣市と情報共有を図っていくことは必要であると考え。

③環境美化推進事業については、環境美化マナーアップキャンペーンなどの取り組みを実施したことによる効果を把握していく必要があるため、事業の目的や方向性を踏まえた適切な指標を検討されたい。

④環境基本計画・緑の基本計画推進事業については、計画策定事業や審議会運営事業など様々な事業が含まれているため、具体的な事業内容がわかりにくい。事業費や事業成果を経年比較していくためにも、計画策定事業などの単年度事業は別に設定するなど、事務事業の区切り方について検討されたい。

⑤公害等監視事業については、調査業務に関する活動指標として「調査回数」と設定されているが、事業内容には苦情相談対応も含まれていることから、「苦情相談件数」を活動指標に追加することが妥当であると考え。

5 外部評価結果に対する市としての方針

①東久留米市第二次環境基本計画では、「東久留米市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定と実行」を、今後強化する主な施策としております。そのために、まずは現在の事務事業を対象とした取り組みを、市内事業者や市民にどう広げていくかといった視点を持って取り組むとともに、「気候変動適応策」に分類される取り組みも含めて、市が行っている地球温暖化対策事業を整理し、推進してまいります。

②害鳥獣、そ族昆虫駆除対策事業については、相談の受付など各市町村と同様の対応を行っておりますが、ヒアリの目撃情報など市民に与える影響が大きい情報については、近隣市とも積極的に情報共有を行いながら対応してまいります。

③環境美化推進事業については、その事業目的や方向性を踏まえた適切な指標を検討してまいります。

④環境基本計画・緑の基本計画推進事業については、事業内容を明確にし、事業費や事業成果を経年比較できるよう、事務事業の区切り方について検討してまいります。

⑤公害等監視事業については、調査業務と苦情相談対応業務に事務事業を区切った上で、それぞれの事務事業に適した指標を設定してまいります。